

## 農業経営力向上支援事業実施要領

### 第1 事業の目的

近年、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足が進み、産地の維持や農村地域の保全管理に支障が生じており、早急に多様な担い手の育成・確保をすることが求められている。

そこで、認定農業者をめざす農業者や組織的な出荷に取り組む農業者を対象に、施設、農業用機械及び設備の導入に係る費用の一部を支援することによって、農業経営の改善を図るとともに、地域農業の活性化を推進する。

### 第2 事業対象者

本事業を実施しようとする者（以下「補助対象者」という。）は、第1の目的を達成するため、次に掲げる(1)または(2)のいずれか1つのタイプを選択し、実施することができる。

#### (1) 認定農業者育成支援タイプ

次の要件をすべて満たす者。

ア. 市内に居住し、市内で農業を営む者。

イ. 認定農業者の認定を受けていない者、又は、親が認定農業者の場合、経営分離を行っていること。ただし、本要領における認定農業者とは、神戸市担い手農家等認定要綱により認定された者をいう。

#### (2) 産地育成支援タイプ

市内に居住し、市内で農業を営む、以下のいずれかの者。

ア. 農業経営開始日（本人名義で農産物の出荷や生産資材等の取引を開始した日）の属する年度から起算して10年を経過しない者、又は経営権のない農業後継者。

イ. 市内の既存の出荷グループに属し、当該出荷グループにおける所属年数が10年を経過しない者。（複数の出荷グループに加入している場合、他の出荷グループに10年を超えて所属する者は除く。）ただし、本要領における「出荷グループ」とは、代表者その他の事項について定めた定款または規約を有する組織であることとする。

### 第3 事業内容

第2の事業メニューについて、それぞれ次に掲げる機械等の導入に係る経費の一部を補助する。

#### (1) 認定農業者育成支援タイプ

認定農業者をめざすために要する施設、農業用機械及び設備（以下、「施設等」とする。）の導入。なお、生産性の向上や規模拡大につながる施設等は更新も対象とする。

#### (2) 産地育成支援タイプ

事業の拡大や独立をめざすために要する、以下の要件をすべて満たす農業用機械及び設備（以下、「機械等」とする。）の導入。

ただし、導入する機械等については、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合には、中古品も含むことができるものとするが、既存の機械等の更新・修繕は対象外とする。なお、中古品の耐用年数の算出方法については、原則として別紙のとおりとする。

ア. 作付対象品目が、野菜、果樹、花卉であること。

イ. 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号（以下、「省令」とする。）」に定めのあるものについては、省令に基づく耐用年数が、原則4年以上（中古品は原則2年以上）であること。

### 第4 成果目標

事業を実施する場合の成果目標は、それぞれ次のとおりとする。

#### (1) 認定農業者育成支援タイプ

事業実施後、2年以内に市内で新たに認定農業者になること。

#### (2) 産地育成支援タイプ

第2(2)のア、イの者について、それぞれ以下の要件を満たすこととする。

ア. 第2(2)のアの者

事業実施後2年以内に、既存の市場出荷グループへの加入について協議を行うこと、又は、事業実施後2年以内に既存の出荷グループや新たに組織された出荷グループへ加入のうえ本人名義で神戸市内出荷を行うこと。

イ. 第2(2)のイの者

事業実施後、2年以内に神戸市内出荷量を5%以上増加させること。

## 第5 補助率及び補助金の額

事業を実施する場合の補助率及び補助金の額は、予算の範囲内において、それぞれ次の通りとする。

- (1) 認定農業者育成支援タイプ  
ア. 補助率は、事業に要する経費の30%以内とし、補助金額は1,000千円を上限とする。  
イ. 千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (2) 産地育成支援タイプ  
ア. 補助率は、事業に要する経費の50%以内とし、補助金額は500千円を上限とする。  
イ. 1事業あたりの最低総事業費は、20万円とする。  
ウ. 千円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 第6 事業の実施

- 1 本事業の実施主体は、公募により選定するものとする。
- 2 本事業を実施しようとする者は、次の書類を市長に提出するものとする。  
ア. 応募申請書（様式第1号）  
イ. 実施計画書  
・ 認定農業者育成支援タイプ（様式第2-1号）  
・ 産地育成支援タイプ（様式第2-2号）
- 3 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、当該事業実施計画が適当と認められる場合はこれを承認する。
- 4 市長は、神戸市補助金等の交付に関する規則及び経済観光局農政部所管補助事業等の交付に関する要綱の定めに従い、補助金交付を行うものとする。

## 第7 重複申請の制限

年度内に、同一の事業主体が当該事業へ複数回申請することはできないものとする。

## 第8 導入機械等の管理

事業実施主体は、本事業で導入する施設、農業用機械及び設備について、適正な管理及び効果的な利用に努めるものとする。

## 第9 報告

- 1 事業実施主体は、事業の達成状況について、事業実施の翌年度から原則として2年間、毎年度4月末日までに、次の書類を市長へ報告を行うものとする。  
ア. 事業達成状況報告書  
・ 認定農業者育成支援タイプ（様式第3-1号）  
・ 産地育成支援タイプ（様式第3-2号）
- 2 市長は、事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、第2(2)の者について、目標年度において、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況の報告をさせるものとする。
- 4 市長は、事業実施主体に対し、同条1に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

## 第10 補助金の返還

事業実施主体が、第4の成果目標を達成することができないと認められるとき、又は、神戸市補助金等の交付に関する規則第20条に該当するときは、補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

## 第11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則 この要領は、平成 23 年11月16日から施行する。

附 則 この要領は、平成 27 年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、平成 28 年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、平成 29 年4月1日より施行する。